報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専 決 第 16 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年8月8日

新居浜市長 佐々木 龍

- 1 損害賠償の額 8万1,743円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)
- 3 事故の概要

平成23年7月30日午前9時30分頃、市道土橋中筋線(土橋二丁目6番34号地先路上)において、北進中の小型自動車が道路側溝のグレーチング上を走行した際、 当該グレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した。